

## フレックスローン【教育】

(2018年4月1日現在)

商品名	フレックスローン【教育】
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たしている個人の方</p> <p>① 満18歳以上の方で最終ご返済時の年齢が満76歳未満の方 ※ 未成年の方は、親権者の同意書が必要となります。</p> <p>② 近畿2府4県に居住または勤務されている方</p> <p>③ 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方、営業3年以上の個人事業主・家族従業員の方</p> <p>④ 安定継続した収入があり、前年度税込年収が150万円以上の方(個人事業主・家族従業員の方は、過去3年分の所得を確認させていただきます。)</p> <p>⑤ その他、保証機関が定めた保証基準を満たしている方</p> <p>※ ご融資実行時には、近畿勤労者互助会に加入していただきます。(お申込人自身が生協組合員の方は除きます。)</p> <p>※ 一般勤労者で満20歳未満の方はお申しいただけません。</p>
ご融資金のお使いみち	<p>お申込人または2親等以内の親族の教育資金(ビジネススキル向上のための資金を含む)で、次のものにご利用いただけます。</p> <p>① 学校(幼稚園から大学院、専門学校、予備校)・塾・講座・通信教育納付金 ※ 受験料、入学金(入会金)、授業料(受講料)、施設設備費、実験実習費、体育費、寄付金、冷暖房費、維持費、保護者会費、同窓会費、後援会費、学生自治会費、生協出資金、学生健康保険組合費、傷害共済基金、研究会費、学債などで1年以内に納付するもの。</p> <p>② 付随する教育資金 ※ 教科書代、参考書代、パソコン等受講用具代、制服・制帽代、通学定期代、下宿の敷金・礼金・家賃・光熱費、留学のための渡航費用・滞在費、部活動費用、受験のための旅費・宿泊費、仕送りなどで1年以内に納付するもの。</p> <p>③ 他金融機関等の教育ローンの借換え費用 ※ 当該ローンがお申込人本人の債務であること、また、教育資金のローンであることが証明できるものに限りま。</p> <p>(注) 教育資金の範囲は、進学またはビジネススキル向上のために必要な入学金・授業料を対象としますが、お申込人の趣味に係る講座等については対象となりません。</p>
ご融資金額	最高 1,000万円 (1万円単位)
ご融資期間	<p>最長20年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在学期間中(ただし、最長4年)の元金据置が可能です。</li> <li>・ ご返済期間は、据置期間を含めて20年以内となります。</li> </ul>

ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元利均等毎月返済(均等返済)または元利均等毎月・ボーナス併用返済(均等加算併用返済)からお選びいただけます。ただし、個人事業主の方は、元利均等毎月返済(均等返済)のみのお取扱となります。</li> <li style="padding-left: 20px;">* 元利均等返済とは、毎月およびボーナス(年2回半年ごと)の各返済額(元金と利息の合計額)が一定のご返済方法です。</li> <li>・ ボーナス返済(加算返済)を併用する場合のボーナス部分のご融資割合は、総融資額の50%以内とします。また、ボーナス返済(加算返済)の最終期日は、毎月返済(均等返済)の最終期日を超えないものとします。</li> <li>・ 据置期間は、保証料を含むお利息のみのご返済となります。</li> <li>・ 当金庫が定める返済日に、近畿ろうきんの返済用普通預金口座から返済額を引落す方法によりご返済いただきます。 なお、ご返済日がろうきんの休業日の場合、その翌営業日の引落としとなります。</li> <li>・ 毎月およびボーナスのご返済額は、原則、1円単位となります。</li> <li>・ 繰上返済もできます。その際、ご返済に関する手数料は不要です。</li> </ul>				
ご融資金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定金利となります。(ご融資時の金利が、最終返済時まで適用されます。)</li> <li>・ 利率については、営業店窓口にお問合せください。</li> <li style="padding-left: 20px;">また、ホームページにも融資金利一覧がございますので、ご覧ください。</li> <li>※ 適用金利は、融資実行日現在の店頭表示金利とします。</li> </ul>				
保証機関	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">生協組合員</td> <td>(一社)日本労働者信用基金協会、または(株)セディナによる保証となります。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般勤労者</td> <td>(株)セディナ</td> </tr> </table>	生協組合員	(一社)日本労働者信用基金協会、または(株)セディナによる保証となります。	一般勤労者	(株)セディナ
生協組合員	(一社)日本労働者信用基金協会、または(株)セディナによる保証となります。				
一般勤労者	(株)セディナ				
リトライ方式	<p>リトライ方式とは、(一社)日本労働者信用基金協会の保証によるローンの(仮)審査の結果、お客さまのご希望に添えなかった場合、同一の内容で「フレックスローン」(保証会社:(株)セディナ)の(仮)審査を行うものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ リトライ方式の場合は、保証機関、ご利用いただける方、ご融資金利、ご融資期間等の商品内容が異なります。</li> <li>※ リトライ方式をご希望されない場合は、(一社)日本労働者信用基金協会による保証のみでの(仮)審査となります。</li> <li>※ 一般勤労者や満20歳未満の方はリトライ方式をお申込できません。</li> </ul>				
保証料	ご融資金利に含まれています。				
連帯保証人	原則、不要です。				
担保	不要です。				
返済試算額の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業店窓口にお申出いただければ、ご試算いたします。</li> <li>・ ホームページからも、ご試算いただけます。</li> </ul>				
仮申込みの取扱	インターネットによる仮申込みも受付けております。				

<p>苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)</p>	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p><b>【近畿労働金庫 お客さまセンター】</b></p> <p>受付時間:平日 9:00～18:00 電話番号:0120-191-968</p> <p>※「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」の資料をご用意しておりますので、ご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。</p>			
<p>紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紛争解決のご相談先として下記の第三者機関をご案内します。</li> <li>・ 下記以外の「第三者機関」については、「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」をご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td><b>【公益社団法人 民間総合調停センター】</b></td> </tr> <tr> <td>受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td><b>【弁護士会】</b></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～15:00 電話番号:03-3581-0031</li> <li>・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間:平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号:03-3595-8588</li> <li>・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号:03-3581-2249</li> </ul> <p>※ 全国「ろうきん」の中央機関である「一般社団法人全国労働金庫協会」の「ろうきん相談所(受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:0120-177-288)」へお問い合わせいただいた場合は、上記「弁護士会」をご案内しています。</p> <p>※ お客さまから、上記「弁護士会」に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、上記「弁護士会」は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>※ ご利用にあたっての詳細については、各機関へお問い合わせください。</p>	<b>【公益社団法人 民間総合調停センター】</b>	受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:06-6364-7644	<b>【弁護士会】</b>
<b>【公益社団法人 民間総合調停センター】</b>				
受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:06-6364-7644				
<b>【弁護士会】</b>				

## (注)

- ・お申込にあたっては、当金庫および当金庫指定の保証機関の審査がございます。
- ・審査の結果によっては、ご融資をお断りする場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・仮申込書のご記入内容が事実と異なる場合、正式申込書類ならびに確認資料の内容が仮申込書と相違している場合、また、ご契約までの期間に大きな異動があった場合には、ご連絡した審査結果にかかわらず、ローン利用のご希望にそえない場合がございます。
- ・生協組合員とは、当金庫と覚書等を締結している生協の組合員、もしくはその同一生計家族の方です。
- ・一般勤労者とは、近畿2府4県にお住まいまたは勤務されているお客さまのことです。  
ただし、出資いただいている労働組合などに所属されている場合は、会員組合員の取扱となります。